

第4期益城町障がい者計画
第7期益城町障がい福祉計画
第3期益城町障がい児福祉計画

【概要版】



arigato MASHIKI
KUMAMOTO

令和6年(2024年)3月
益城町

第1部 総論

1 計画策定の背景・趣旨

本町においては、平成30年3月に「第3期益城町障がい者計画（平成30年度～令和5年度）」、令和3年3月に「第6期益城町障がい福祉計画・第2期益城町障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）」を策定し、様々な障がい者施策を推進してきました。

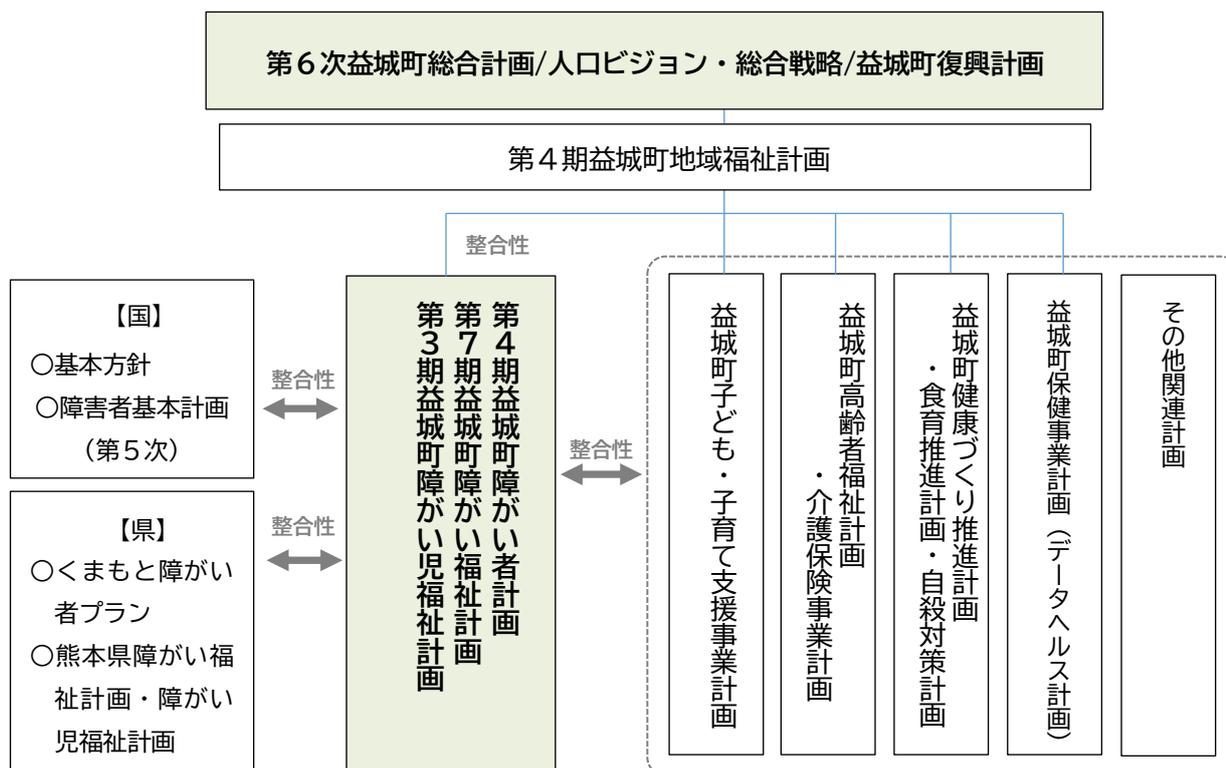
この度、両計画期間の終了を踏まえ、国・県計画との整合性を図るとともに、これまでの施策の実施状況や障がいのある人を取り巻く環境の変化等を考慮しながら、本町の障がい者の実態やニーズに即した障がい者施策を、更に総合的・計画的に推進していくため、新たな「第4期益城町障がい者計画」、「第7期益城町障がい福祉計画」、「第3期益城町障がい児福祉計画」を策定します。

2 各種計画との関連

本計画の位置付けは、次のとおりです。計画の策定に当たっては、国の「障害者基本計画」の基本的な考え方や新規施策を踏まえるとともに、熊本県の「くまもと障がい者プラン」「熊本県障がい福祉計画・障がい児福祉計画」との整合を図ります。また、本町における「益城町総合計画」や「益城町地域福祉計画」等の上位計画及び関連計画との整合を図ります。

本計画は、他計画と一体的、横断的に推進し、障がい者や障がい児に関するより専門的・個別的な領域を受け持つものとして策定します。

【国及び県、本町の上位計画・関連計画等との整合】



■障がい者計画

障害者基本法*第11条第3項に定める「市町村障害者計画」であり、本町の障がい者施策の成果と今後の課題を踏まえ、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な方向性や取り組むべき施策を示します。

■障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項に基づく本町の「障がい福祉計画」、また、「児童福祉法」第33条の20に基づく本町の「障がい児福祉計画」であり、障がい者や障がい児が生活する上で必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を実施するに当たり、提供体制の確保や種類ごとの必要量を具体的に定めた計画となります。

3 計画の期間

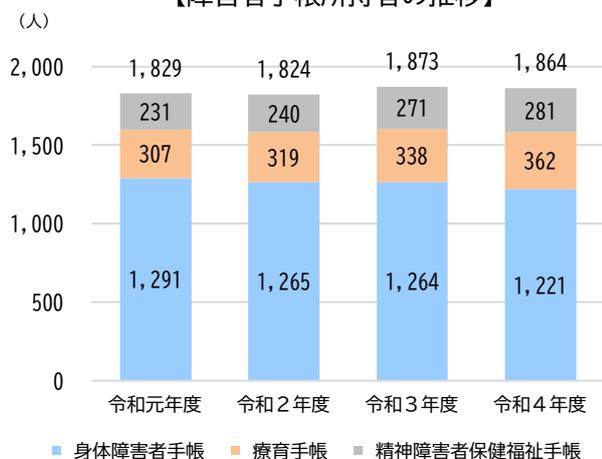
「第4期益城町障がい者計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間とし、「第7期益城町障がい福祉計画・第3期益城町障がい児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

4 手帳所持者の状況

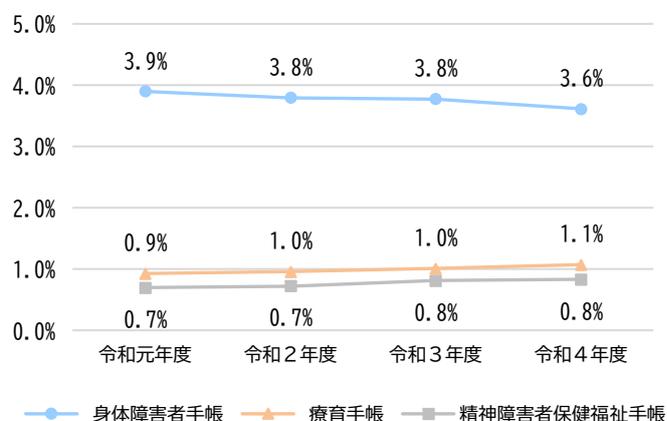
本町の障害者手帳所持者の総数は令和4年度で1,864人で、身体障害者手帳が1,221人、療育手帳が362人、精神障害者保健福祉手帳が281人となっています。

総人口に対する割合で見ると、令和4年度では、身体障害者手帳が3.6%、療育手帳が1.1%、精神障害者保健福祉手帳が0.8%となっています。

【障害者手帳所持者の推移】



【総人口に占める手帳所持者割合の推移】



(各年度3月31日現在)

第2部 第4期益城町障がい者計画

1 基本理念

障がいのある人もない人も共に、 いきいきと生活し、活動できる社会を目指して

本計画では、「障がいのある人もない人も共に、いきいきと生活し、活動できる社会を目指して」というこれまでの障がい者計画の基本理念を継承・踏襲するとともに、障がいの有無に関わらず、全ての人が平等に権利と義務を能力に応じて補い合い、助け合って地域社会をつくっていくという「ノーマライゼーション」の理念に基づき、各種施策を推進します。

2 具体的な施策の展開

1 障がいに対する理解と配慮の促進

施策の展開	
(1) 障がいへの理解と配慮の促進	①広報紙等による啓発・周知 ②障がい者への情報提供の推進
(2) 人権・権利擁護、虐待防止の推進	①成年後見制度の周知・普及 ②虐待防止の強化 ③障がい者への差別解消の強化

2 地域福祉と社会参加

施策の展開	
(1) 地域での交流・コミュニケーションが広がる環境づくり	①地域における見守り・相談支援体制の充実 ②地域での交流促進
(2) 社会参加への支援	①文化芸術活動・スポーツの振興
(3) ボランティア活動の推進	①人材の育成や確保への支援 ②ボランティア活動の推進のための情報提供や啓発

3 生活環境

施策の展開	
(1) 生活環境の整備・改善	①安全快適な公共施設等の整備 ②居住環境の整備 ③道路環境の整備 ④移動しやすい環境の整備

4 安全・安心

施策の展開	
(1) 防犯、防災対策の充実	①災害時の支援体制の構築・自主防災組織の整備 ②防災教育・避難訓練の推進 ③防犯対策の充実

5 情報

施策の展開	
(1) 情報提供の向上及び意思疎通支援の充実	①情報バリアフリー化の推進 ②福祉サービスの情報提供の充実 ③障がいの特性に配慮した情報提供

6 生活支援サービス

施策の展開	
(1) 生活支援体制の整備	①上益城圏域自立支援協議会の活動強化 ②障害福祉サービスの充実 ③地域生活支援事業の充実 ④難病患者等に対する施策

7 保健・医療サービス

施策の展開	
(1) 早期発見・早期治療	①乳幼児期の不慮の事故防止の普及啓発 ②乳幼児健康診査による早期発見

(前ページのつづき)	③発育・発達に関する相談 ④医療的ケア児の支援 ⑤保育所、幼稚園等、小・中学校への巡回相談 ⑥成人の障がい発生の予防
(2) こころと体の健康保持	①心の健康づくり ②精神障がい者に対する施策 ③医療費の助成

8 障がい児支援の充実

施策の展開	
(1) 療育・教育環境の整備	①総合的な療育支援体制の整備 ②障害児通所支援 ③障害児相談支援 ④障がい児保育等の充実 ⑤インクルーシブ教育の推進 ⑥特別支援教育の推進 ⑦障がい児の学校生活の支援 ⑧聴覚障がい・知的障がいのある子どもへのコミュニケーション支援 ⑨発達障がいの人への支援

9 就労支援

施策の展開	
(1) 就労への移行支援	①障がい者の一般就労への支援 ②障がい者雇用の啓発 ③障がい者の特性や適性に応じた就労支援 ④就労支援事業所のネットワークづくり ⑤就業機会の確保

10 行政サービス等における配慮

施策の展開	
(1) 行政サービス等における配慮	①行政サービス等における配慮 ②情報提供における配慮 ③投票環境の整備 ④投票機会の確保

第3部 第7期益城町障がい福祉計画・第3期益城町障がい児福祉計画

1 障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援拠点等

(1) 訪問系サービス

居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院又は入所している障がい者に対して意思疎通の支援その他の支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障がい者等が外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要するものにつき、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が行動する際の必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供します。

		【計画値(見込み)】		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
①居宅介護(ホームヘルプ)	利用者数(人/月)	19	20	21
	サービス量(延べ利用時間/月)	238	251	263
②重度訪問介護	利用者数(人/月)	3	3	3
	サービス量(延べ利用時間/月)	414	414	414
③同行援護	利用者数(人/月)	8	9	10
	サービス量(延べ利用時間/月)	67	75	84
④行動援護	利用者数(人/月)	0	0	0
	サービス量(延べ利用時間/月)	0	0	0
⑤重度障害者等包括支援	利用者数(人/月)	0	0	0
	サービス量(延べ利用時間/月)	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

生活介護	常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	<p>（機能訓練）理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。</p> <p>（生活訓練）入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。</p>
就労選択支援	働く力と意欲のある障がい者に対して、障がい者本人が自分の働き方を考えることをサポート（考える機会の提供含む）するとともに、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障がい者には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供します。
就労移行支援	就労を希望する障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。
就労継続支援（A型・B型）	<p>（A型）通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。</p> <p>（B型）通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち通常の事業所に雇用されていた障がい者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。</p>
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。

療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。
短期入所 (福祉型・医療型)	<p>(福祉型) 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。</p> <p>(医療型) 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所(医療的ケア)を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。</p>

		【計画値(見込み)】		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数(人/月)	76	82	88
	サービス量(延べ利用日数/月)	1,444	1,558	1,672
自立訓練(機能訓練)	利用者数(人/月)	1	1	1
	サービス量(延べ利用日数/月)	3	3	3
自立訓練(生活訓練)	利用者数(人/月)	3	3	3
	サービス量(延べ利用日数/月)	51	51	51
就労選択支援	利用者数(人/月)	—	0	1
就労移行支援	利用者数(人/月)	3	4	5
	サービス量(延べ利用日数/月)	49	65	82
就労継続支援(A型)	利用者数(人/月)	38	41	44
	サービス量(延べ利用日数/月)	722	779	836
就労継続支援(B型)	利用者数(人/月)	66	72	78
	サービス量(延べ利用日数/月)	1,056	1,152	1,248
就労定着支援	利用者数(人/月)	5	5	5
療養介護	利用者数(人/月)	3	3	3
短期入所(福祉型)	利用者数(人/月)	7	7	7
	サービス量(延べ利用日数/月)	30	30	30
短期入所(医療型)	利用者数(人/月)	3	3	3
	サービス量(延べ利用日数/月)	12	12	12

(3) 居住系サービス

自立生活援助	居宅において単身等で生活する障がい者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。
共同生活援助	障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

		【計画値（見込み）】		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数（人/月）	0	0	0
共同生活援助	利用者数（人/月）	45	48	51
	うち重度障がい者利用者数（人/月）	4	4	4
施設入所支援	利用者数（人/月）	38	37	36

(4) 相談支援

計画相談支援	障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成及び見直しをするための支援を行います。
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

		【計画値（見込み）】		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数（人/月）	53	55	57
地域移行支援	利用者数（人/月）	0	0	0
地域定着支援	利用者数（人/月）	0	0	0

(5) 地域生活支援拠点等

- ①令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）します。
- ②その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討します。
- ③令和8年度末までに強度行動障がい有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備（圏域での整備も可）を進めます。

		【計画値（見込み）】		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等設置箇所数	(か所)	1	1	1
検証・検討の実施回数	(回/年)	1	1	1
コーディネーターの配置人数	(人)	0	0	1
強度行動障がい有する者への支援体制	(か所)	0	0	1

2 障がい児支援

(1) 障害児通所支援、障害児相談支援

児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障がいのある児童について、障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障がい児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置	医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的・包括的な支援の提供を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

		【計画値（見込み）】		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数（人/月）	93	101	109
	サービス量（延べ利用日数/月）	558	606	654
医療型児童発達支援	利用者数（人/月）	0	0	0
	サービス量（延べ利用日数/月）	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数（人/月）	146	155	163
	サービス量（延べ利用日数/月）	1,606	1,705	1,793
保育所等訪問支援	利用者数（人/月）	13	15	17
	サービス量（延べ利用日数/月）	19	20	22
居宅訪問型児童発達支援	利用者数（人/月）	0	0	0
	サービス量（延べ利用日数/月）	0	0	0
障害児相談支援	利用者数（人/月）	73	76	79
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置	配置人数（人/月）	0	0	1

3 発達障がい者等に対する支援

- ①現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、プログラム等の開催回数の見込みを設定します。
- ②現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、現状のピアサポートの活動の実施回数の見込みを設定します。

	【計画値（見込み）】		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントプログラム開催回数	1	1	1
ペアレントトレーニング開催回数	1	1	1
ピアサポートの活動の実施回数	1	1	1

4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ①市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定します。
- ②市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定します。
- ③市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。
- ④現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
- ⑤現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
- ⑥現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
- ⑦現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
- ⑧現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

		【計画値（見込み）】		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	(回/年)	3	3	3
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	(人/年)	20	20	20
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	(回/年)	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援	(人/年)	0	0	0
精神障がい者の地域定着支援	(人/年)	0	0	0
精神障がい者の共同生活援助	(人/年)	23	24	25
精神障がい者の自立生活援助	(人/年)	0	0	0
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	(人/年)	0	0	0

5 相談支援体制の充実・強化のための取組

- ①基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定します。
- ②基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定します。基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定します。
- ③協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定します。

		【計画値（見込み）】		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置数		無	無	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	(件/年)	0	0	2
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	(件/年)	0	0	1
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	(回/年)	0	0	1
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	(回/年)	0	0	1
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	(人/年)	0	0	1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	(回/年)	1	2	2
協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数		2	2	2
協議会の専門部会の設置数	(か所)	4	4	4
協議会の専門部会の実施回数		18	18	18

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

- ①都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の見込みを設定します。
- ②障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定します。

		【計画値（見込み）】		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加や町職員に対して実施する研修の参加人数	(人/年)	4	4	4
障がい者自立支援審査支払等システム等での審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無		無	無	無
(共有する体制が有の場合) それに基づく実施回数	(回/年)	0	0	0

7 地域生活支援事業

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図るものです。

	【計画値（見込み）】		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図るものです。

	【計画値（見込み）】		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有

(3) 相談支援事業

①障害者相談支援事業

障がい者や障がい児の保護者、介護者等からの福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、福祉サービスの利用援助等を支援するとともに、障がい福祉に係る関係機関が連携を図り、課題解決に向け協議を行うものです。

	【計画値（見込み）】		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施か所数（か所）	1	1	1

	【計画値（見込み）】		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター設置の有無	無	無	有

②基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組を実施することで相談支援機能の強化を図ることを目的とするものです。

	【計画値（見込み）】		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	0	0	1

（４）成年後見制度利用支援事業

知的障がい・精神障がい者で判断能力が不十分な者について、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見の申立てに必要な経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

	【計画値（見込み）】		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/年）	3	3	3

（５）成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とします。

	【計画値（見込み）】		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	無	有	有

（６）意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体等の障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者と他者との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業です。

	【計画値（見込み）】		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数（回/年）	19	19	19

(7) 日常生活用具給付事業

障がい者等に対し、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とした事業です。

	【計画値（見込み）】		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具（件/年）	1	1	1
自立生活支援用具（件/年）	3	3	3
在宅療養等支援用具（件/年）	2	2	2
情報・意思疎通支援用具（件/年）	4	4	4
排泄管理支援用具（件/年）	700	700	700
居宅生活動作補助用具（住宅改修費） （件/年）	1	1	1

(8) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話及び手話表現技術を習得するために手話奉仕員養成講座を開催し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。

	【計画値（見込み）】		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
修了者数（登録者数）（人/年）	1	1	1

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進する事業です。

	【計画値（見込み）】		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	2	2	2
利用時間数（時間/月）	200	200	200

(10) 地域活動支援センター事業

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、支援を行う事業です。

■地域活動支援センターⅠ型

	【計画値（見込み）】		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所（町）	1	1	1
利用者数（町）	50	50	50
利用箇所（他市町村）	0	0	0
利用者数（他市町村）	0	0	0

■地域活動支援センターⅡ型

	【計画値（見込み）】		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所（町）	0	0	0
利用者数（町）	0	0	0
利用箇所（他市町村）	0	0	0
利用者数（他市町村）	0	0	0

■地域活動支援センターⅢ型

	【計画値（見込み）】		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所（町）	1	1	1
利用者数（町）	9	9	9
利用箇所（他市町村）	1	1	1
利用者数（他市町村）	5	5	5

【任意事業】

(1) 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、本人の活動支援や障がい者等の家族の就労支援、障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業です。

	【計画値（見込み）】		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	6	6	6

(2) 訪問入浴サービス事業

家庭に簡易浴槽を持ち込み、看護師や介護職員から介助を受けながら入浴できるサービスです。

	【計画値（見込み）】		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	1	1	1

(3) 運転免許取得・自動車改造費助成事業

障がい者の社会参加の促進を図るために、運転免許を取得する際の費用の助成を行います。

	【計画値（見込み）】		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
免許取得件数（件/年）	3	3	3
改造助成件数（件/年）	1	1	1

第4部 計画の推進に当たって

1 計画の周知

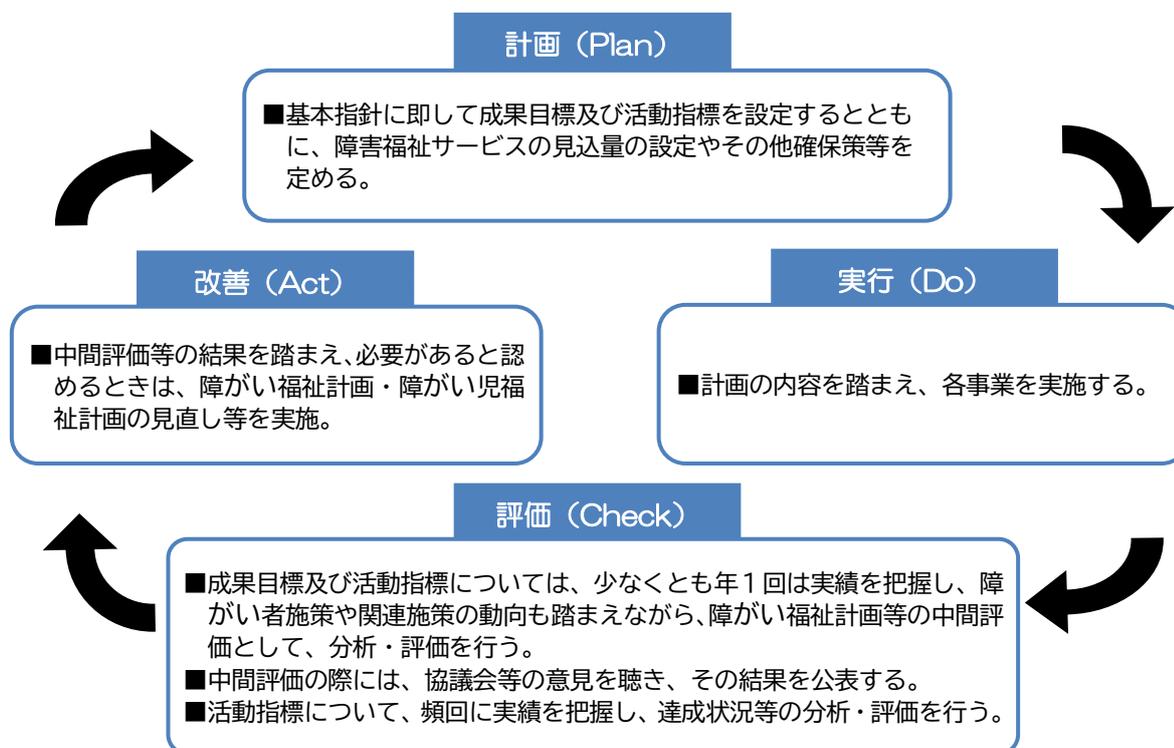
計画の実行に当たっては、町民の理解と協力が非常に重要であることから、障がいに関する認識を深め、障がいのある者への正しい理解につながるよう、本計画の町民への周知に努めます。

2 関係機関、国・県及び近隣自治体との連携

国や県の障がい者福祉施策の動向や近隣自治体の障害福祉サービス等の状況を踏まえ、国・県や近隣自治体と連携し、計画の推進を図ります。

3 計画の進捗管理

計画の評価においては、PDCAサイクルを用い、少なくとも年1回の評価分析に努め、必要な場合は、障がい福祉計画・障がい児福祉計画を見直すこととします。



第4期益城町障がい者計画
第7期益城町障がい福祉計画
第3期益城町障がい児福祉計画
【概要版】

令和6年（2024年）3月 益城町 福祉課